

結婚し新生活を送る方へ！ 住宅や引越しの費用を助成します



～泉崎村結婚新生活支援事業補助金～

補助対象世帯 一次の要件をすべて満たす世帯です

- ① 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦。
- ② 申請日時点における直近の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額が400万円未満である世帯。
 次のA、Bの場合は、それぞれの計算方法により算出した金額が400万円未満である世帯。
 A 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職した者については所得なしとして、夫婦の所得を算出する。
 B 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額。
- ③ 対象となる住宅が泉崎村内にあること。
- ④ 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- ⑤ 申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- ⑥ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。（個人負担部分のみ対象）
- ⑦ 村税等の滞納がないこと。
- ⑧ 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

補 助 額

30万円
(上限)

※1,000円未満の端数は切り捨て

対象経費

令和4年1月1日から令和5年3月31日までに支払いをした次の費用です。

- 【住居費】住宅の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等
- 【引越費用】引越業者や運送業者への支払い

申請期間

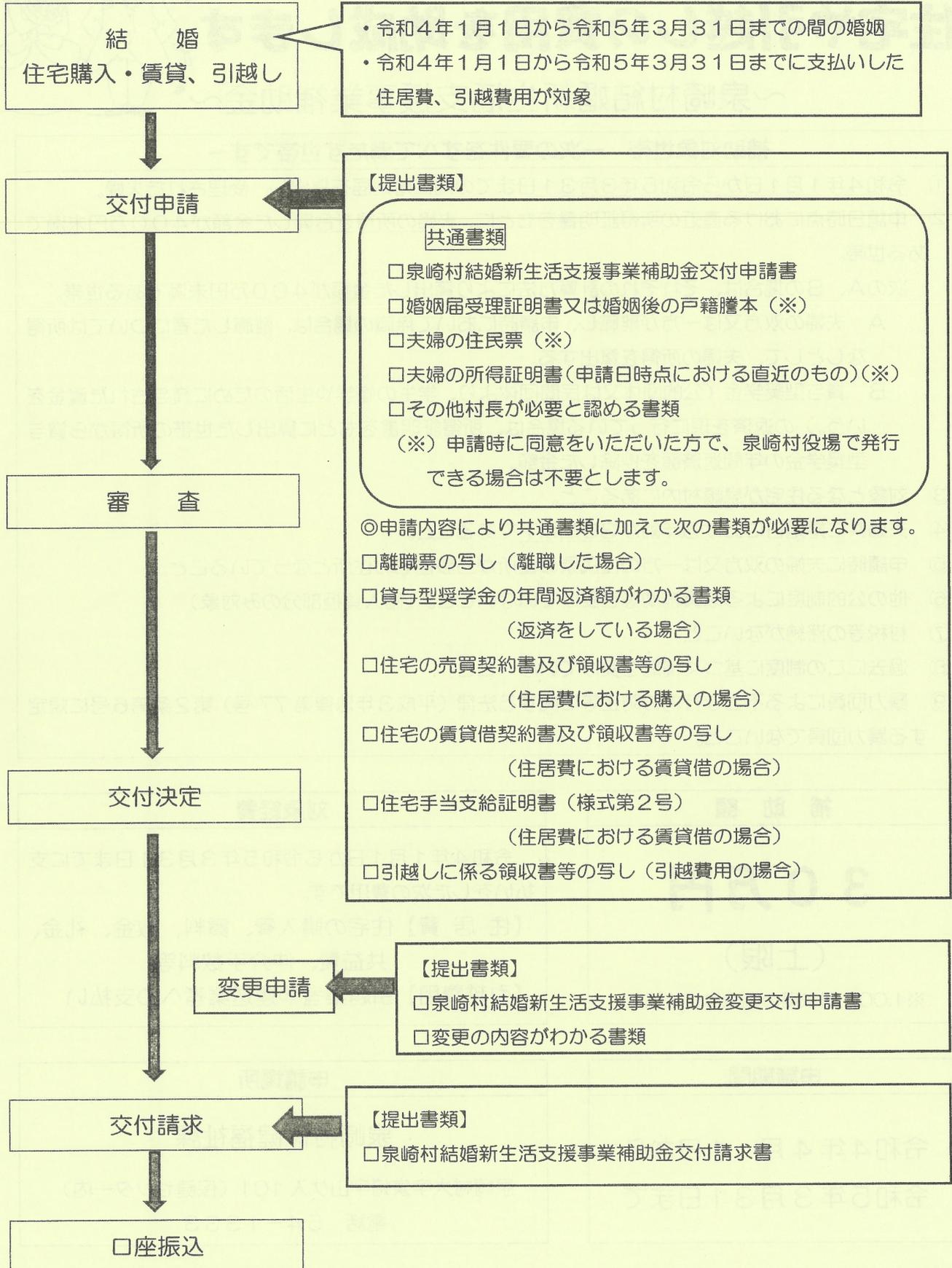
令和4年4月 1日から
令和5年3月31日まで

申請場所

泉崎村保健福祉課
泉崎村大字泉崎字山ヶ入 101（保健センター内）
電話 54-1333

申請フローや申請書類は裏面をご覧ください。

申請フロー ・ 申請書類



問い合わせ先：泉崎村保健福祉課（保健センター内）電話54-1333